

2024年10月8日

インドの企業結合規制の改正

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

Contents

- I. インドの企業結合規制の改正
- II. 主要な改正内容
- III. 終わりに

I. インドの企業結合規制の改正

インドの競争法である2002年競争法(Competition Act, 2002)の5条に規定される企業結合に該当する企業結合を行おうとする事業者等は、当該企業結合の詳細について、インド競争委員会(Competition Commission of India)(以下「CCI」といいます。)に対して事前に届出をしなければならないとされています(同法6条2項)。

インド国内の関連市場における競争に対して相当の悪影響を及ぼすか、又はそのおそれがある企業結合は禁止されており、インド競争委員会は、届出られた企業結合について、かかる悪影響の有無を判断することになります。

[2023年4月26日付けのINDIA LEGAL UPDATEの記事](#)にてお知らせしたとおり、2002年競争法を改正する2023年インド競争法改正法(以下「2023年改正法」といいます。)が成立しており、2023年改正法は企業結合規制についての改正も含んでいました。2024年9月10日から、2023年改正法のうち企業結合規制に関連する規定の改正が施行され、また、それに合わせて2002年競争法の企業結合規制に関する施行規則であるCompetition Commission of India (Combinations) Regulationsも全面的に改正され、同日に施行されています。

以下では、今回の改正の施行において特に重要と思われるものを紹介しています。

II. 主要な改正内容

1. 取引価値基準の導入

(1) 取引価値基準の導入

取引価値(株式譲渡における株式対価や事業譲渡における譲渡対価等。下記(2)も参照)が 200 億ルピーを超え、かつ対象企業がインドにおいて実質的な事業(substantial business operations in India)を有している場合、企業結合の届出が必要となりました。従前は売上高と資産に着目した基準のみが規定されていましたが、今回の改正は、これに取引価値に着目した基準を追加するものであり、今回の改正の中でも最も重要な改正と言えると思われます。

また、売上高と資産に着目した基準においては、対象会社の売上高または資産が一定の基準に達しない小規模取引についての届出免除措置(de-minimis threshold)が従来から設けられており、数回の改正を経て、本ニュースレターの日付現在では、「インド国内の売上高が 125 億ルピー以下、またはインド国内の資産が 45 億ルピー以下」という比較の高い水準の基準が定められているため、これまでは多くの取引がこの免除措置により届出不要とされていました。

しかしながら、取引価値に着目した基準については、同免除措置は適用されず、たとえ対象会社の売上高または資産が、上記小規模取引についての届出が免除される基準を満たす場合であっても、取引価値が 200 億ルピーを超え、かつ対象企業がインドにおいて実質的な事業を有している場合には、企業結合の届出が必要とされることになる点も重要です。

ICT企業やフィンテック企業などのデジタルサービス企業においては、資産額は大きくないことも多く、ユーザー獲得を優先して大きな売上高を有していないために、小規模取引についての届出が免除される基準を満たすものの、必ずしもそのことが市場での競争についての当該企業の影響を図る手法として適切ではないのではないかといった考え方に基づくものと思われます。

(2) 「取引価値」の意義

取引価値は、すべての対価(直接間接を問わず、直ちに支払われるか繰り延べられるかを問わず、現在将来発生するかを問わず、現金であるか否かを問わない)とされており、また以下のものを含むとされています。

- 別途の合意についての対価(協業避止の対価等が想定されているものと思われます。)
- 関連取引の対価
- 技術支援契約、知的財産権ライセンス、利用権、原料・最終製品供給契約、ブランディング・マーケティング契約などの関連契約、付随契約(取引実行日から 2 年以内のもの)
- コールオプションの対価
- 将来の事象の発生により払われる対価

また、企業結合の届出のトリガーイベントから遡って 2 年以内に取引が行われている場合、当該 2 年以内に行われた取引の対価も含むとされています。

(3) 「インドにおける実質的な事業の遂行」の意義

以下のいずれかを満たすものは、インドにおける実質的な事業の遂行があるとみなされます。

- (a) デジタルサービスの提供については、対象会社の事業ユーザーまたはエンドユーザーの10%以上がインドに所在すること
- (b) 企業結合の届出のトリガーイベントの12カ月前の期間における対象会社のインドにおける流通取引総額(gross merchandise value)が(i)全世界における流通取引総額合計の10%以上、かつ(ii)50億ルピー超であること
- (c) 対象会社のインドにおける前事業年度の売上が(i)全世界における売上高合計の10%以上、かつ(ii)50億ルピー超であること

ただし、デジタルサービスについては、上記(b)(ii)および(c)(ii)の要件は適用されないとされています。すなわち、流通取引総額や売上が50億円以下であっても、(b)(i)や(c)(i)の要件を満たしていれば、インドにおける実質的な事業の遂行があるとされることとなります。この点についても、デジタルサービスに従事する企業の企業結合を広く捕捉しようとする意図が見受けられます。

なお、近年は物理的製品であっても多かれ少なかれデジタルサービスが付随していることが多いところ、デジタルサービスが主要事業でない場合でもデジタルサービス向けの基準が適用されるのかは不明瞭であるため、今後の明確化が望まれます。

(4) 経過措置の不存在

取引価値基準に関する規定の適用について経過措置規定はありません。そのため、改正の施行日である2024年9月10日より前に株式譲渡契約や事業譲渡契約等の取引契約が締結されていた場合でも、同日時点で取引の実行がされていないものについては、企業結合の届出が必要です。

この点、CCIのウェブサイトにおいても、「FAQs on Combinations Regulations 2024」と題する書面が公開されており、取引に関する契約書が2023年改正法の規定が効力を発生する前に締結されている場合に、CCIへの届出が必要かという点について、「改正法の規定によって届出が必要な取引が2023年改正法の規定が効力を発生日までに届出されていないのであれば、届出が必要である」旨の見解が示されています。

2. 小規模取引についての届出免除措置の恒久化

対象会社の売上高や資産が一定の基準に満たない小規模取引についての届出免除措置([2024年4月付けのASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATEの記事](#)参照)は、時限性があるものとして定められており、直近の期限延長後の有効期間は2年間となっていました。

小規模取引についての届出免除措置は、同措置が設けられた当初から時限性がありましたが、有効期限が迫る都度、あるいは届出免除の基準値が見直される都度、期限が延長され、事実上、恒久的な制度として運用されていました。今般の改正により、小規模取引についての届出免除措置が2023年改正法と Competition (Minimum Value of Assets or Turnover) Rules, 2024に時限性なく明記されることになり、同措置は、法的にも恒久的な制度として位置づけられたと言えます。

3. 審査期間の短縮

従前の企業結合届出の審査期間は、Phase I(※インド競争委員会が最初の意見を出すまでの期限。多くの案

件では、この段階で企業結合届出が承認されます。)について原則として 30 営業日とされていましたが、2023 年改正法は、これを 30 暦日としています。

また、Phase II(※インド競争委員会が最終意見を出すまでの期限)を含めた審査期間は 210 暦日を上限としていましたが、2023 年改正法では 150 暦日を上限としています。

4. 届出手数料の増額

インドの企業結合届出においては届出手数料が定められていますが、今回の改正によりこれが以下のとおり増額されています。

Form I による届出の場合:200 万ルピー ⇒ 300 万ルピー

Form II による届出の場合:650 万ルピー ⇒ 900 万ルピー

日本と異なり、インドの企業結合届出は手数料を支払う必要があるものであり、また上述の通り、比較的簡易な届出である Form I であっても、日本円で 500 万円を超える届出手数料(本ニュースレターの日付現在の為替相場 1 ルピー=1.7 円による換算)の支払いが必要になるため、十分に留意する必要があります。

III. 終わりに

今回の改正は企業結合規制について多くの重要な改正を含んでいます。特に取引価値基準については、従来基準では届出が不要であった取引についても届出が必要とされる可能性があり、かつ経過措置が設けられていないことから、2024 年 9 月 10 日より前に契約が締結されたものであっても、同日時点で取引が実行されていないものについては取引価値基準に照らして届出が必要でないかを直ちに精査し直す必要があります。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com